

後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ
令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方についてのお知らせです。



お手元の資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。



85歳以上の方全員

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。



84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方（※1）（マイナ保険証をお持ちでない方も含みます）

これまでどおり、手続きなしで新たな資格確認書を7月中にお届けしますので、お手元に届いた資格確認書で受診いただけます。



84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方（※2）

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、**申請手続き**により資格確認書を交付しますので、その場合は資格確認書での受診も可能です。

資格情報のお知らせを7月中にお届けします。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件を**ともに満たす方**です。

①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方

②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

 マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方は
こちら



○資格確認書または資格情報のお知らせが届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日（金）までに資格確認書または資格情報のお知らせが届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。有効期限の切れた資格確認書は、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

問 保険医療課 ☎444・3168